

新興国高金利通貨の見通し

2017年6月

※本ファンドの主要投資対象である（本ファンドが高位に組入れる）「C Sグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド」の運用者である、クレディスイス及びミレニウム・グローバル社からの情報を基にSBIアセットマネジメントが作成

新興国高金利通貨の見通し

一方的な米長期金利上昇局面の後退が追い風

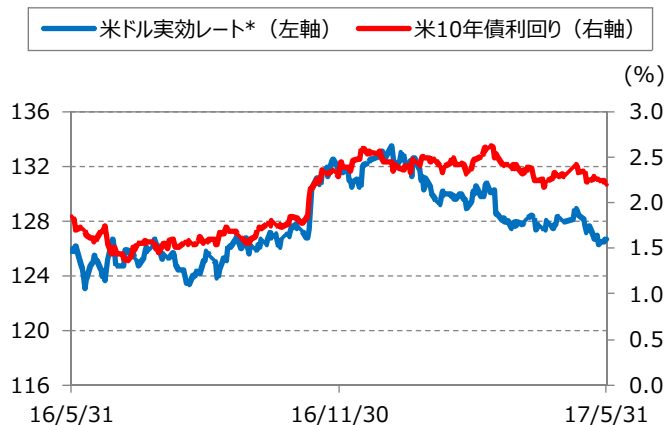
世界的に前向きな投資家心理の継続、アメリカ金融政策のハト派寄り姿勢は新興国通貨投資にとって引き続き良好な環境を提供しています。ミレニウム社では大方の市場予想通り6月のアメリカ追加利上げ（0.25%）を予想していますが、FRBがインフレに寛容な緩やかな利上げ姿勢をとっていることに加え、トランプ政権による財政出動を伴う経済政策の推進の遅延によって、一方的なアメリカの金利上昇やドル高局面が修正されつつあり、新興国通貨全般にとっては当面の追い風継続とらえています。

相対的に堅調なトルコリラ

新興諸国それぞれに異なったマクロ環境、インフレに対する金融政策、構造改革への取り組みや財政収支動向などのファンダメンタルズ分析が今後も重要となりそうです。現状では相対的に経常収支改善傾向が見られ、割安な価格水準にあるトルコリラや南アフリカランドなどは比較的堅調な推移を想定しています。

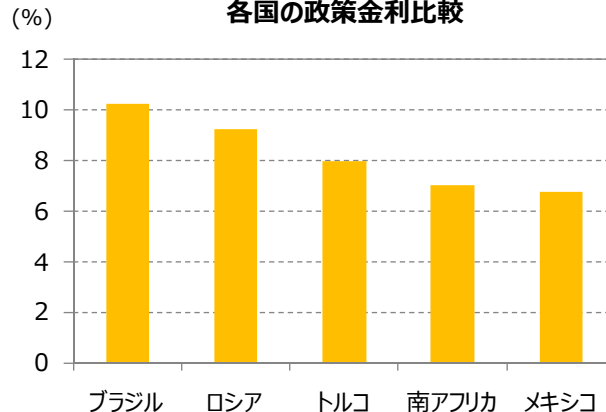
金融引き締めと財政拡大によるインフレの落ち着き、堅調な経済、経常収支改善を好感したトルコリラや格下げ動向に注目が集まる中でも割安な価格水準や貿易収支改善による良好なパフォーマンスを見せる南アフリカランド、一方で再度の政治不安により財政収支改善見通しへの不透明感のあるブラジルレアルといった、各通貨ごと一様でない動きは今後も想定されそうです。

米ドル実効レートと米10年債利回りの推移



*米ドル実効レート（日経通貨インデックス）とは、他の国の通貨に対する価値を総合的に表すための指数です。
[出所]QUICK, BloombergよりSBIアセットマネジメント作成
※データ期間: 2016年5月末～2017年5月末

各国の政策金利比較



[出所]BloombergよりSBIアセットマネジメント作成
※2017年5月末時点

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目録見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ご留意事項

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因**● 価格変動リスク**

本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的にETF等値動きのある有価証券等に投資をします。実質的な投資対象となるETFの価格は、組入れリート発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響され、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収出来なくなることもあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

● カバードコール戦略に伴うリスク

本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略では以下のリスクがあります。

- ・グローバル・リートETFへの投資とそれぞれのETFを参照するコール・オプションの売りを組み合わせるグローバル・リート・カバードコール戦略では、各リートETFの価格が上昇した場合でも、それぞれのコール・オプションの権利行使価格以上の値上り益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受取ることができるものの、グローバル・リートETFに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。
- ・選択通貨への投資と円に対する選択通貨のコール・オプションの売りを組み合わせる通貨・カバードコール戦略では、選択通貨が円に対して上昇した場合でも、コール・オプションの権利行使価格以上の値上り益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受け取ることができるものの、選択通貨に投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。
- ・コール・オプションの売りを行うことにより得られるオプション・プレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率（ボラティリティ）、権利行使価格までの期間、金利水準、配当（分配）水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプション・プレミアムの水準が確保できない可能性があります。
- ・売却したコール・オプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被り、ファンドの基準価額が下落することがあります。
- ・各カバードコール戦略の投資成果は、オプション取引の権利行使日の価格によって決定されるものであり、権利行使価格までの間に価格が権利行使価格を超えたとしても、その後下落すれば権利行使価格までの値上り益を享受できない場合があります。
- ・各カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバード・コール戦略を構築した場合の値上り益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上り益に限定されますので、その後当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。

● スワップ取引に関するリスク

- ・本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引は、ファンドの資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、グローバル・リートETFと為替取引のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約ですので、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおりの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。
- ・投資対象とする外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が現実に取引するグローバル・リートETFやオプション取引については何らの権利も有しておりません。
- ・投資対象とする外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することは出来ず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

● 為替リスク

本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。従って、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、為替取引・プレミアム戦略において、選択通貨金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなります。なお、直物為替先渡取引（NDF）を利用して為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この場合、ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

● カントリーリスク

実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制や税制が変更されたり、新たな税制が適用される場合があります。さらに、外国政府の資産の没収、国有化、差し押さえなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

● 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見直し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることになったりデリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。

※リスクは上記に限定されるものではありません。

新興国高金利通貨の見通し

2017年6月

ご留意事項

●その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は計算期間に生じた収益を超過て行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

●リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングしています。

新興国高金利通貨の見通し

2017年6月

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	平成30年6月18日（月）（設定日：平成25年6月28日）信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託証券が償還となる場合、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.5%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に年1.2312%（税抜：年1.14%）を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <tr> <td>運用管理費用（信託報酬）</td> <td>年1.2312% (税抜:年1.14%)</td> <td>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.5940% (税抜:年0.55%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.5940% (税抜:年0.55%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.0432% (税抜:年0.04%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等^{※1}</td> <td>年0.64%</td> <td>投資対象とする投資信託証券の管理報酬等</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担^{※2}</td> <td>年1.8712% (税込)程度</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.64%）を表示しております。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬となります。</p>	運用管理費用（信託報酬）	年1.2312% (税抜:年1.14%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	委託会社	年0.5940% (税抜:年0.55%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	内訳		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	販売会社	年0.5940% (税抜:年0.55%)		受託会社	年0.0432% (税抜:年0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等 ^{※1}	年0.64%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	実質的な負担 ^{※2}	年1.8712% (税込)程度	—
運用管理費用（信託報酬）	年1.2312% (税抜:年1.14%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																				
委託会社	年0.5940% (税抜:年0.55%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価																				
内訳		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価																				
販売会社	年0.5940% (税抜:年0.55%)																					
受託会社	年0.0432% (税抜:年0.04%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																				
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等 ^{※1}	年0.64%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等																				
実質的な負担 ^{※2}	年1.8712% (税込)程度	—																				
その他の費用及び手数料	<p>ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。 なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>																					

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの関係法人

委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）